「暗号資産等及び電子記録移転有価証券表示権利等の信託」欄には、暗号資産（資金決済に関する法律第２条第５項に規定する暗号資産をいう。以下同じ。）、暗号資産関連有価証券（金融商品取引業等に関する内閣府令第146条の３第２項に規定する暗号資産関連有価証券をいう。以下同じ。）、暗号資産関連デリバティブ取引（同令第123条第１項第35号に規定する暗号資産関連デリバティブ取引をいう。）に係る権利又は電子記録移転有価証券表示権利等（同令第１条第４項第17号に規定する電子記録移転有価証券表示権利等をいう。以下同じ。）を当初信託財産として引受けを行った信託について記載すること。

１．各種信託の残高

（単位：百万円）

区　分	指定金銭信託		特定金銭信託	金銭投資基金信託	年金信託				年金投資基金信託	
	合同運用	単独運用			厚生年金基金信託	国民年金基金信託	規約型企業年金信託	基金型企業年金信託	貸付金口	株式口
元　本										
売渡手形等										
収　益										
仮受金										
その他										
債権償却準備金										
特別留保金										
・・・										
・・・										
・・・										
・・・										
・・・										
負債合計										

［表略］

１．各種信託の残高

（単位：百万円）

区　分	指定金銭信託		特定金銭信託	金銭投資基金信託	年金信託					年金投資基金信託	
	合同運用	単独運用			適格退職年金信託	厚生年金基金信託	国民年金基金信託	規約型企業年金信託	基金型企業年金信託	貸付金口	株式口
元　本											
売渡手形等											
収　益											
仮受金											
その他											
債権償却準備金											
特別留保金											
・・・											
・・・											
・・・											
・・・											
・・・											
負債合計											

［同左］